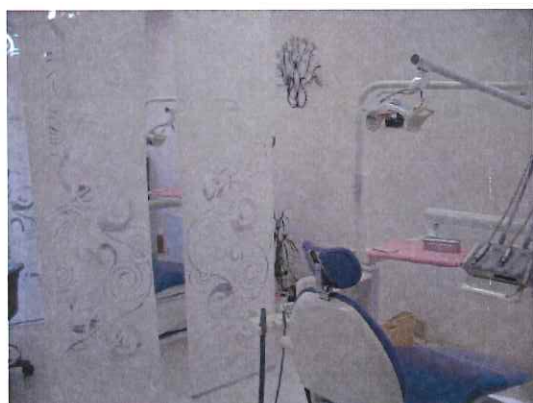


# 訪問歯科診療サービスの ご案内



## 特徴

---

- 歯科医師、歯科衛生士、で訪問いたします。
- 専門チームが急患の対応も素早くいたします。
- 必要に応じ無料歯科検診を行います。
- 患者様の身体状況に適した姿勢で治療ができます。
- ポータブル診療機器をお持ちして治療いたしますので  
通常の治療は歯科医院と変わりません

## 診療費用

- 保険診療扱いになります。健康保険などの認める範囲で診療を行います。従って、負担金も各保険の定める範囲内となります。
  - 老人保健の場合：1割負担。《医療費上限は個人(または世帯)の月内の医療費総額が対象になります。(一般所得者の医療費負担額上限 12,000 円) 上限を超えたものについては償還払い制度により、市町村から超過分の償還払いを受けることとなります。》
  - 国民保険・社会保険の場合：一部負担
  - 身障者：無料(「心身障害者医療助成申請書」を自治体に提出済みの方に限ります。  
また、一部立替払いとなる地域もあります。その場合は後日、自治体より返金されます。)  
尚、地域によっては有償での診療になる場合もございます。
  - 生活保護の場合：無料(医療権の請求事務を代行いたします。)
- 出張費および謝礼等は一切いたしません。

## 訪問歯科診療のメリット

### 【施設・病院にとって】

- ☆施設・病院の付加価値サービスの拡大  
精神的・肉体的な負担は軽くなり、患者様の側にたった良いイメージの定着に貢献します。
- ☆スタッフの負担軽減  
患者様を外に連れ出す必要はありません。  
(ベッドサイドで寝たまの診療も可能です。)
- ☆院内(施設内)口臭の緩和・抑制  
歯科治療により病院内(施設内)の口臭が緩和でき、居心地の良い環境が実現できます。

### 【患者様にとって】

- ☆通院のための肉体的負担、精神的負担の軽減
- ☆体全体への好影響  
咬み合わせ治療による脳への刺激や姿勢の改善  
消化の促進などが痴呆症や寝たきり老人の体に好影響を与えます。
- ☆院内肺炎の予防  
口腔ケアの質の向上により、  
口腔感染症から気道感染(肺炎)を併発する危険が回避されます。



**ケアマネージャー、ヘルパーの皆様へ**

## **ご案内**

私ども、きらら歯科は、  
ご高齢の方等を対象に、訪問歯科診療を行っている、訪問歯科医院です。

今回、ケアマネージャー様、及びヘルパー様への口腔ケアプランを  
ご提案させていただきます。

まず、口腔ケアの充実により感染症が予防され、気道感染(肺炎)を併発する危険が回避されます。したがって、高齢者、特に要介護認定者の方には、口腔ケアの必要性は高く望まれます。また、費用面では、介護保険のケアプランサービス費用とは別枠での、ご請求になります。患者様のご負担金は、全国一律です。

スタートとして、治療を前提として医療保険から行ってまいります。虫歯の治療、入れ歯作成等、院内とほぼ変わらない治療をご自宅の中で、患者様をあまり動かすことなく治療をまいります。治療が終了いたしましても、口腔ケアとしてお伺いいたしております。又、お伺いするとき、患者様のご都合にあわせ、曜日、時間を決めさせていただいており、担当歯科医師も最初から最後まで変わらずに診させて頂いております。

要介護認定者の方、又そうでない方でも、ケアマネージャー様やヘルパー様の患者様の中に、口腔ケアの必要な方、もしくは歯が痛い、入れ歯が合わない、入れ歯を新しく作りたいなどの方がいらっしゃいましたら、ぜひ、ご一報いただければと思います。

訪問歯科診療に関して、お聞きになりたい点、又、ご不明な点等ございましたら、お電話くださいませ。

# 訪問歯科診療のご案内

## 歯科訪問診療について

医療保険でカバーされる治療について

### 訪問歯科診療料

訪問診療を行った際に発生する費用として、歯科訪問診療料があります。これは、患者様が通院困難な状態にある場合に算定されます。施設・病院に入居されている場合、居宅にうかがう場合のいずれの際にも発生します。

### 訪問歯科衛生指導料

訪問歯科診療を行った歯科医師が訪問指導計画をたて、それに従って歯科衛生士が口腔内の清掃に関する実地指導を実施することにより発生します。ただし、介護保険をお持ちの方で口腔内の実地指導を受けられた方は、介護保険による居宅管理指導料が優先して算定されます。

## 介護保険による口腔ケア

介護保険で訪問口腔ケアを受けられます

### 歯科医師による居宅療養管理指導料

訪問して口腔ケアを受ける際に、歯科医師による歯科医学的管理を必要とします。そのため、訪問歯科診療を実施した際に月に2回まで算定します。

### 歯科衛生士による居宅療養管理指導料

歯科衛生士が歯科医師の指示に基づき口腔内の清掃またはその指導を実施した際に算定します。

口腔ケア実施の際は、医療保険に優先して介護保険で算定することという行政からの通達がありましたので、患者様にはその点のご理解とご協力をお願いいたします。